

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：主要地方道 茨木摂津線（茨木箕面丘陵線） 盛土改良工事

本工事は、主要地方道茨木摂津線（茨木箕面丘陵線 仮称佐保橋梁）道路改良事業において、彩都東部地区C区域土地区画整理事業の造成盛土内に位置するA2橋台が、盛りこぼし橋台として必要な地盤性能を担保すべく地盤改良を行う工事である。

本施工箇所において、彩都東部地区 C 区域土地区画整理事業の業務代行者である「清水建設株式会社 関西支店」が盛土造成をおこなっており、併せて地盤改良工を実施することで、経費を削減することができる。

また、彩都東部地区 C 区域土地区画整理事業は令和8年度末の事業完了を目指しており、A2橋台周辺は R6.8 より盛土造成を行うと聞いているが、大阪府が別途地盤改良を行うこととなれば完成した盛土を取り壊して地盤改良工を行うため、区画整理事業の事業完了に影響を及ぼす可能性がある。

なお、府としても早期開通を目指している当事業において、完成された盛土を取り壊して地盤改良工を行うことは不合理であり、盛土造成と地盤改良を併せて実施することが双方の工期短縮に繋がる。また、同一箇所では別々の業者が輻輳しながら盛土造成及び地盤改良を施工することは、工事の安全・円滑かつ適切な施工が難しく、同業者において一体的な施工が求められる。

以上のことから、工期の短縮や経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保できるのは「清水建設株式会社 関西支店」であることから、財務規則第62条及び同運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、同社と随意契約を締結したい。